

JIS

UDC 621.316.52.053 : 621.315.684.053 : 615.47-7

C 2808

医用接地センタボディー及び 医 用 接 地 端 子

Ⓜ JIS C 2808⁻¹⁹⁹³

(1998 確認)

(2003 確認)

平成 18.3.25 日付け追補 あり

平成 5 年 3 月 1 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

著作権法により無断での複製、転載等は禁止されております。

主 務 大 臣：通商産業大臣 制定：昭和 54. 6. 1 改正：平成 5. 3. 1

官 報 公 示：平成 5. 3. 23

原案作成協力者：社団法人 電気設備学会

審 議 部 会：日本工業標準調査会 電気部会（部会長 増田 閃一）

この規格についての意見又は質問は、工業技術院標準部電気規格課（〒100 東京都千代田区霞が関 1 丁目 3 ー1）へ連絡してください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

JIS 規格ご利用者各位

この規格票には、旧 JIS マーク表示制度による旧 JIS マーク(㊦)が付されており、これは、旧制度に基づき JIS マーク表示の対象として指定された品目であることを示していましたが、平成 20 年 10 月 1 日からは新 JIS マーク表示制度となり、指定品目制度は廃止されております。

平成 20 年 10 月 1 日

(財) 日本規格協会

白 紙



医用接地センタボディー及び 医用接地端子

C 2808-1993

Hospital grade earth centerbodies and terminals

1. 適用範囲 この規格は、主として病院、診療所における感電防止対策に用いる医用接地センタの主要部分を構成する医用接地センタボディー及び医用接地端子について規定する。

備考1. 医用接地センタボディー及び医用接地端子は、病院、診療所以外で接地の信頼性を特に要求されるところでも使用できる。

2. この規格の引用規格を、次に示す。

JIS C 3307 600 V ビニル絶縁電線(IV)

JIS C 8306 配線器具の試験方法

JIS C 8316 フラッシュプレート

JIS C 8336 埋込配管用の附属品(電線管用)

JIS H 8610 電気亜鉛めっき

JIS H 8617 ニッケルめっき及びニッケルクロムめっき

JIS H 8619 電気すずめっき

3. この規格の中で { } を付けて示した単位及び数値は、従来単位によるものであって、参考として併記したものである。

2. 用語の定義 この規格で用いる主な用語の定義は、次のとおりとする。

(1) 医用接地センタ 医用接地センタボディーと外箱から構成されるもの。

(2) 医用接地センタボディー 接地分岐線を集合して接地幹線に接続するためのもので、分岐用端子基板、リード線、試験端子、プレートなどから構成されたもの。

(3) 医用接地端子 接地端子基板、フック形圧着端子をつなぐ接続端子、リード線をかしめた圧着端子などから構成された接地用の端子。

(4) 分岐用端子基板 接地幹線から接地分岐線を分岐するための銅板(分岐バーともいう。)

(5) 試験端子 電氣的試験を行うために分岐用端子基板上に設けられた端子。

3. 性能

3.1 電線引張強度 電線引張強度は、5.2によって試験を行ったとき、圧着端子と電線との圧着接続部分において滑りを起こしたり、電線が抜けたり、使用上有害な変形などがあってはならない。

3.2 端子の強度 試験端子及び接続端子の強度は、5.3によって試験を行ったとき、端子又は端子ねじが破損してはならない。

3.3 電気抵抗 電気抵抗は、5.4によって試験を行ったとき、3 mΩ以下でなければならない。

また、5.5の振動試験終了後の電気抵抗は、試験前の値より1 mΩ以上増加してはならない。

3.4 耐振動 耐振動は、5.5によって試験を行ったとき、素線の切れ、素線の抜け、切損、ひび、割れなど使用上の